

No. 1216

憲法記念日によせて

“劇画”日本国憲法

昭和20年8月15日、3年8ヶ月にわたる太平洋戦争は終わった。この日はまた、帝国憲法が実質上効力を失い、現行の日本国憲法が理念として発芽した日でもある。新憲法は昭和21年11月3日公布され翌22年5月3日施行された。憲法、それは国家の基本法である。しかしながら、この憲法は国民に身近に意識されていないのが現実である。東京から2時間、埼玉県・比企郡小川町に住む森哲郎さんはこれまでプロの漫画家として活躍して来た。新憲法が施行されて30年、森さんは国民が憲法を見なおすべききっかけはないものかと考え続けてきた。そして、劇画手法によってわかりやすい憲法を描くことを思いついた。こうして2年にわたる執筆がはじまった。劇画、日本国憲法は5部にわたるが、5月3日の憲法記念日を前に第一部が完成した。執筆にあたり、多くの専門書を読破、森さん自身いろいろな事がわかって来た。国の主人公は天皇ではなく、国民であるとした主権在民。基本的人権を尊重し、国民の権利保障を強く打ち出した民主主義。戦争放棄と戦力を保持しないという国際平和主義。新憲法の大きな特徴が、この3点にある事もわかった。私たちは今、憲法によって基本的人権が保障され、自由と平和な暮らしが守られている。「それだけにもっと憲法を理解しなくてはいけない」と森さんは言う。より、人間らしく生きるために———そう思いつつ、森さんは今日も、“劇画”日本国憲法の制作にとり組む。